

「学校いじめ防止基本方針」

桐生市立新里中学校
いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ということを認識し、すべての生徒が安心・安全に学校生活をおくることのできる新里中学校を目指す。そのためには、規律ある正しい態度で授業に取組み、授業や学校行事に主体的に参加する中で、一人一人の生徒が認められていると自己有用感を感じることが出来る学校をつくることが、いじめ防止につながると考える。また、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、いじめ問題の解決を図る。

2 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「生徒指導委員会」「教育相談委員会」を「いじめ防止対策委員会」の下部組織と位置づける。基本方針に基づく取組の実施、実態把握及び検討のため、「生徒指導委員会」「教育相談委員会」をそれぞれ定期的週1回に開催する。また、必要に応じて学校長は、いじめ防止に向け「いじめ問題対策委員会」を開き、対策協議を行う。

(1) 組織の構成委員

「いじめ問題対策委員会」は「運営委員会」、「生徒指導委員会」並びに「教育相談委員会」に所属している教職員を中心に構成するものとする。

「運営委員会」…校長、教頭、事務長、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、研修主任

「生徒指導委員会」…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、生徒指導担当嘱託員

「教育相談委員会」…校長、教頭、教育相談主任、生徒指導主事、各学年教育相談担当、養護教諭、S S W、S C

生徒指導担当嘱託員

(2) 活動の概要

毎週1回定例開催している「生徒指導委員会」「教育相談委員会」で、それぞれの立場からいじめの疑いに関する情報や問題行動等の情報収集及び共有、また、その対策についての検討を行っている。問題発生時には、必要に応じて学校長が「いじめ問題対策委員会」を開き、対策協議を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

・「いじめは一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」「いじめられた側の立場になって」という考えのもと、校内研修や職員会議を通じて、いじめ防止に向けての共通理解を図っていく。

・「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に醸成されるよう、学校生活全体において働きかける。

・生徒一人一人が認められている、他者の役に立っていると感じられる機会を授業や行事を通じて作り出し、自己有用感を高めるよう働きかける。

・外部講師を招いてのマナー講座を各学年毎に実施。学年集会の形態できめ細かく指導し、心の通じ合うコミュニケーション能力を高める。

・道徳教育推進教師を中心に全校体制で道徳の授業を充実させるとともに、人権週間を設定し、自分の存在と他者の存在を認め、互いの人格を尊重しあえる態度を養う。

・学校生活の満足度を調べる調査(Q-U、アセス)を実施し、クラスにおける人間関係の掌握、及び学級経営の検証を行う。

・いじめ防止フォーラムに向けて、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組を、より活性化する。

- ・「ネット上のいじめ」は、重大な人権侵害であることを生徒に理解させる。また、ネットモラル講座を実施し、未然防止に努める。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒へのいじめ防止として、生徒の特性や専門家の意見を踏まえて指導する。

（２）いじめの早期発見のための取組

- ・生徒の違和感を感じ取るため、日常の交流を通じた観察を行う。

- ・毎月１回生活アンケートを実施する。

- ・多忙化対策を実行し、生徒とふれあう時間を増やすことで、交友関係や悩みを把握すると同時に、生徒が悩みを相談しやすい状態を作る。

- ・スクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託員との面談場面を意図的に設定し、悩みを相談しやすい状況を作る。

（３）いじめの解消のための取組

- ・いじめの相談、発見をした場合には、いじめられた生徒の立場になって事実確認を行い、組織（「生徒指導委員会」「教育相談委員会」等）でいじめかどうかを判断する。

- ・いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意し、いじめられた生徒が安全に教育を受けられる環境を確保する。

- ・担任等、特定の職員がいじめ解消に向けて対応するのではなく、全職員が情報を共有し、生徒指導主事、学年主任が中心となり組織的に対応する。

- ・加害、被害の子供や保護者に、事実に基づいた説明責任を果たし、関係する子供や保護者が納得する解消を目指す。さらに、いじめの解消については、いじめが止まっている状態が３ヶ月程度継続していること、心身の苦痛がないことを被害者生徒、保護者に面接等で確認し解消とする。

- ・いじめを確認した場合には、複数の教職員が連携し、いじめを止めさせ、再発防止に向けて取り組む。

- ・いじめを行った生徒に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

（４）重大事態発生時の対応

- ・生命、身体又は財産に重大な被害の疑いや相当期間の学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合には、桐生市教育委員会に速やかに報告する。教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施し、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他、必要な情報を適切に提供する。

４ 関係機関との連携

- ・教育委員会…発生したいじめに関しては月例報告にて毎月報告。重大事案は校長が即時連絡。未然防止や早期発見、解消に関しては会議にて伝達指導を受ける。相談すべき事案は生徒指導主事が教育支援係に相談する。

- ・児童相談所…必要に応じて校長が支援要請、情報提供をする。

- ・警察……必要に応じて校長が支援要請、情報提供をする。

- ・その他関係機関との連携は「いじめ問題対策委員会」を開催協議し、校長が支援要請、情報提供をする。

５ 保護者との連携

- ・学校だよりや保護者会で学校の取組や近隣地域での課題や対策等を紹介し、いじめ防止の意識を高めるとともに、継続できるようにする。

- ・重大事案は、校長がＰＴＡ会長と連絡を取り、対策を協議。必要に応じて保護者会を開催し、保護者に情報提供したり協力要請したりし、安心感を与えられるようにする。

６ 評価の実施

- ・学校評価アンケートによる評価や学校評議員会議による評価を実施し、「学校いじめ防止基本方針」の修正を生徒の実態に応じて行い、成果のあがる取組をする。